様式第26号（第11条関係）

開発許可に基づく地位承継承認（不承認）通知書

第　　　　　号

住所

氏名又は名称

及び代表者名

　　　　年　　月　　日付で申請のあった開発許可に基づく地位承継については、都市計画法第45条の規定により

承認する。

承認しない。

　　　　　　　　年　　月　　日

丸亀市長

承認する開発許可の内容（不承認の場合は申請の内容）

|  |  |
| --- | --- |
| 開発許可の年月日 |  |
| 開発許可番号 |  |
| 開発区域の所在 |  |
| 開発区域の面積 |  |
| 予定建築物等の用途 |  |

承認の条件（不承認の理由）

（付記）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができる。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。

３　ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。